公会議決議録から見る「十字軍」の変容

櫻井康人

はじめに

『十字軍』は、第1回十字軍(1095~1102年)からマルタの陥落(1798年)までの700年間を対象としており、バルト海からアフリカ、スペインから近東(中東)までの地域で繰り広げられた戦いや、辺境地域における活動や定住を対象とする、そして神学・法・文学・芸術・貨幣や経済・社会・政治・軍事の歴史を対象とする研究者たちが一堂に会したものである。

これは、世界中の名だたる十字軍・十字軍国家研究者たちがその会員として名を連ねる「十字軍・十字軍国家学会(Society for the Study of the Crusades and the Latin East)」が、年刊誌という形で発行している冊子、その名も『十字軍(Crusades)』の裏表紙に掲載されている謳い文句である。ここに、「十字軍」とはキリスト教会の解放のために戦うことによって得られる贖罪であるという点を加えると、現在における「十字軍」の定義は完成する(1)。このような定義に基づく研究対象としての「十字軍」の拡大は、新しい史料の発見・発掘や、それに基づく新しい解釈を可能としている。そして、十字軍・十字軍国家史研究の牽引役を果たしている『十字軍』は、その成果を数多く世に知らしめ続けており、読者はそこから「十字軍」に関する様々な知見・情報を得ることができ、最先端の「十字軍」に関する研究状況に触れることができる(2)。

このように、近年の「十字軍」研究の多角面化・多様化は、「十字軍」をより立体的に 捉えることを可能としている。しかし、歴史学研究全般に言えることではあるが、それは 議論の多方面化を招くこととなり、重要な論点を置き去りにしたままで各論的に進行して いく研究の方向性は、「十字軍」全体像の空洞化を招くこととなっているようにも思われ るのである。ここで言う重要な論点とは、そもそも「十字軍」の力源である教皇庁は「十 字軍」をどのように捉えていたのか、および、約700年間の中で「十字軍」はどのように 変化・変容していったのか、ということである。非常に単純かつ素朴な疑問ではあるが、

^{(1) 「}十字軍」の定義、およびそれを巡る論点については、拙稿「宗教運動と想像界〈1〉十字軍運動」佐藤彰一・ 池上俊一・高山博(編)『西洋中世史研究入門 増補改訂版』名古屋大学出版会、2005 年、118~122 頁、を 参照。

^{(2) 『}十字軍』および「十字軍・十字軍国家学会」の詳細については、拙稿「十字軍研究動向 — 「十字軍・十字 軍国家学会」刊『十字軍』の統計より —」『西洋中世研究』9号、2017年、149~162頁、を参照。

不思議なことに、これまでの研究においては、この根本的な問題が真正面から取り組まれることはなかったのである⁽³⁾。

本小文では、教皇庁の「十字軍」観とその変容を見るための第一歩として、公会議決議録において「十字軍」がどのように現れ、どのように規定されているのかを見ていく⁽⁴⁾。多くの人々が参加した公会議は、各々の開催時期のキリスト教会が直面した問題とそれへの対処法を最も端的に示し、その決議は広くキリスト教世界に共有された(少なくとも教皇庁はそうであることを望んだ)と思われるからである。少し異なる観点からではあるが、筆者はすでに「盛期十字軍」の時期の分析を行っているので、本小文では「後期十字軍」の時期が検討の中心となるが、まずは前稿で得られた「盛期十字軍」期の分析結果を簡単に振り返っておきたい⁽⁵⁾。なお前稿においては、対置概念としてではなく、表裏一体・相補的な位置にある戦争と(神の)平和との関係が主たる検討対象であったが、本小文では、それに加えて「十字軍」の本質である贖罪もキーワードの一つとして付け加わることを、ここに断っておきたい。

1. 「盛期十字軍」期の公会議に見る「十字軍」

エルトマン・テーゼ以降、M・バルを除いて、神の平和運動と十字軍運動との連続性は一般的に認められているところである。しかし、12世紀に関して言うと、公会議決議録からは両者の関連性を見い出すことはできない。

第1ラテラノ公会議(1123年3月18日~27日)の決議第14条では巡礼者の保全が、第15条では神の平和・休戦が規定されるが、「十字軍」に関連するものは離れて第10条に現れる。そして、そこで定義される「十字軍」は、贖罪の場を提供するための舞台に過ぎなかった。同様のことは、第2ラテラノ公会議(1139年4月2日~17日)でも確認される。第11条では神の平和が、第12条では神の休戦がより細かく規定され、第14条では馬上槍試合(トーナメント)の禁止、第15条では教会人に対する暴行の禁止が定ぜられる。飛んで第18条が「十字軍」に関する条項となるが、そこで定められているのは、放火犯にとっての贖罪の場としての「十字軍」である。

その次の第3ラテラノ公会議(1179年3月5日~19日)においては、「十字軍」の規定に変化が見られることとなる。「十字軍」に関するものは最終の第27条に記されており、

⁽³⁾ このような指摘については、拙稿「「帝国」としての「キリスト教国」― 普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説 ―」『東北学院大学論集 歴史と文化 (旧歴史学・地理学)』46号、55~88頁 (以下、「普遍教会会議決議録」と略記)、も参照されたい。

⁽⁴⁾ 本稿では、N・ターナー版を用いた。Tanner, N. (ed. and tra.), Decrees of the Ecumenical Councils, 2 vols., London, 1990 (以下、Decrees と略記).

⁽⁵⁾ 注3に示した拙稿。前稿の内容を確認する本稿第1章では、前稿で触れることのなかった文献を除いては、 注は付さないものとする。

そこで問題になっているのは聖地の状況ではなく、ヨーロッパ各地、とりわけフランス南西部における異端についてであり、「キリストの民を保護」するために武器をもって異端討伐に向かう者には、「2年分」の贖罪価値が認められている。ここに我々は、「十字軍」に単なる贖罪の場としての意義以上のものが与えられていることを、確認することができるのである。ただし、同会議においてもトーナメントの禁止は第20条、神の休戦は第21条、神の平和は第22条で規定されていることから、それが神の平和との関連を伴っていたとは判断できない。なお、同会議第24条においては、サラセン人(ムスリム)との交易を禁止しているが、それはあくまでも貪欲の罪の文脈においてのことである。

しかし、13世紀に入ると、「十字軍」は大きく姿を変えることとなる。第4回十字軍の失敗、およびアルビジョワ十字軍の開始を経た後に開催された第4ラテラノ公会議(1215年11月11日~30日)は、「悪徳を根絶し、美徳を植え付け、誤りを正し、道徳を改善し、異端を退け、信仰を強化し、不和を調停し、平和を確立し、抑圧を排し、解放を促進し、諸侯およびキリストの民を聖地への援助へとやって来るために誘うため」と記されているように、来るべき十字軍遠征を最終の目的としたものであった。従って、「十字軍」に関する条項 Ad liberandam は最終の第71条に現れるが、すでに第3条「異端について」において「十字軍」に関連する記述を見ることができる。そこでは、対異端十字軍が聖地十字軍と同等の贖罪価値と特権を有することが明記され、上記の第3ラテラノ公会議の決議録と比較すると、非聖地十字軍の扱いが大きく進展したことが分かる。なお第68条では、キリスト教徒とユダヤ人・サラセン人との間の「忌むべき混交」を禁じているが、そこに「十字軍」との関連を確認することはできない。

さて、第4ラテラノ公会議では、神の平和が独立した形で条文化されることはない。そして、神の休戦およびトーナメントの禁止については、Ad liberandam の中に組み込まれることとなる。ここにおいて我々は、ようやく神の休戦と「十字軍」との融合を、前者が後者にとっての前提と化した形で見ることができるのである。加えて贖罪に関しても、Ad liberandam はそれまでの「十字軍」条項と、大きく見て二つの点で性格を異にする。まず一点目は、上記の同公会議召集のための文言においてすでに見られるように、贖罪が「十字軍」の前提とされていることである。この背景に、第4回十字軍の失敗があったことは言うまでもない。すでに、クレルヴォー修道院長ベルナールは、第2回十字軍の敗因をキリスト教徒の罪深さに帰していたが(6)、第4回十字軍の失敗はその言説をさらに推進させたのである。そしてここにおいて、贖罪のための「十字軍」から、「十字軍」のための贖罪へ、と両者の関係は逆転したのである。また、周知のとおり、第4回十字軍の躓きは資金不足から始まったのであるが、このことが二点目の転換点を導くこととなる。十字軍宣誓代償制の導入である。

⁽⁶⁾ 聖ベルナルド (古川勲訳)『「教皇エウゼニオ 3 世あての書簡」熟慮について』サン パウロ、1984 年、45~79 頁。

それまでは、「十字軍」の資金は実際に参加する者たちの自弁であった。そしてそれは、「十字軍」を参加者のみに認められた特権的・閉鎖的なものにしていた。しかしインノケンティウス3世は、非参加者であっても自身の財産に見合った額の金銭を提供することで、参加者と同等の贖罪価値が得られることを認めたのである。この考えは、1213年に発せられた勅書 Quia maior においてすでに提示されていたが、Ad liberandam によってより広く喧伝されたのである。贖宥状の原点となる十字軍宣誓代償制は、「十字軍」の大衆化、および「十字軍」懐疑論を導くことともなるが、その導入以降、資金調達が「十字軍」における重要な論点の一つとなっていくのである。

次に開催された公会議である第1リヨン公会議(1245年6月26日~7月17日)では、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の破門・廃位が主たる目的とされ、決議録の冒頭を飾る 勅書にその旨が記されている。彼と、アイユーブ朝スルタンのアル・カーミルとの関係は よく知られているが、その点も廃位の理由の一つとして挙げられている。しかし、そこに「十字軍」との関連は見いだせない。同公会議決議録は二部構成の体をなしているが、「十字軍」に関連する条項が現れるのは、第2部においてである。

まず第2部第2条において、ラテン帝国への援助について規定される。そこでは、ラテン帝国への救援が聖地の回復に結びつくであろうこと、およびラテン帝国の援助者には聖地に向かうのと同等の価値・特権が付与されることが明記されている。続く第2部第3条は、ラテン帝国への援助および聖地回復のための、言わば資金調達マニュアルである。次条では、タルタル人(モンゴル人)の脅威について記されているが、ただしそこに「十字軍」との関連を見いだすことはできない。そして、最終の条項となる第2部第5条に、「十字軍」勅令 Aflicti corde が現れることとなる。 Aflicti corde は、 Ad liberabdam をベースとしているので、基本的には両者に違いはない。ただし、前者が、教皇庁からの支出を抑えつつも、資金調達の範囲をより拡大していることは、それに関する問題がさらに深刻なものになっていたことを容易に想像させる。

東西教会の統一問題と「十字軍」が主題とされた第2リヨン公会議(1274年5月7日~7月17日)では、「十字軍」勅令 Zelus fidei が冒頭を飾ることとなる。多くの研究者たちが、最も完成度の高い「十字軍」勅令と評価する Zelus fidei も、基本的には Ad liberandam や Aflicti corde をベースとした。しかし、Zelus fidei では、神の平和に関する記述が削除された。代わって挿入されたのは、船の提供者や造船者に対する特権の付与についての記述である。そして、資金調達を円滑にするための、さらなるシステム化も図られている。戦費調達のシステム化や十字軍特権の付与対象のさらなる拡大は、「十字軍」の総力戦化を目指したものであるが、このような状況の中においては(神の)平和という言説はもはや不要となったのであろう。

その後、アヴィニョンへと移された教皇庁の下で開催されたのが、ヴィエンヌ公会議 (1311 年 10 月 16 日~1312 年 5 月 6 日) である。この会議の主目的がテンプル騎士修道会

の解体にあったことは周知のとおりであるが、「十字軍」に関する条項は、1312 年 12 月 1 日に決議された第 1 部第 5 条 *Redemptor noster* として現れることとなる。そこで「十字軍」は「総進軍(generale passagium)」と称されるが、*Redemptor noster* はそれを実行に移すための完全な資金調達マニュアルとなっているのである。

アヴィニョン教皇庁の時代も、「十字軍」への呼びかけは幾度となく行われた。しかし、大規模な軍事遠征は、1343 年 9 月 30 日に教皇クレメンス 6 世が発した「十字軍」勅書 Insurgentibus contra fidem に基づいて 1351 年まで展開されたスミルナ十字軍のみであった $^{(7)}$ 。ただし特記すべきは、ここにおいて初めて教皇庁がガレー船 4 隻を投入していることである $^{(8)}$ 。当然のことながら、その費用はかき集められた「十字軍」税から出されたであろう。

2. コンスタンツ公会議とバーゼル・フェッラーラ・フィレンツェ・ローマ公会議

その後の 1378 年より、ヨーロッパ世界はいわゆるシスマの状態に陥る。それを終結させるために開催されたのが、コンスタンツ公会議(1414 年 11 月 5 日~1418 年 4 月 22 日)であった。またそこでは、シスマの副産物とも言えるジョン・ウィクリフやヤン・フスの断罪も議題の中心となった。同会議の後には 5 回にわたるフス派十字軍が展開されたが、同会議の議事録には「十字軍」に関連する項目を見ることはできない $^{(9)}$ 。

同様に、バーゼル・フェッラーラ・フィレンツェ・ローマ公会議(1431 年 7 月 25 日~1445 年 8 月 7 日)においても、直接的に「十字軍」に関連する議事は見られない。しかし、同会議においてフス派の教義を一部容認したことは、結果としてフス派十字軍を終結させたこと、および、オスマン帝国の脅威にさらされたビザンツ帝国への救援、およびそれに付随する形での東西教会の合同問題の二点は、間接的に「十字軍」に関わると思われる $^{(10)}$ 。公会議首位派と教皇支持派との対立があったことでも知られる同会議であるが、両派が袂を分かつ 1437 年以前の 1432 年 6 月 20 日に持たれた第 4 会合の決議「会議進行中に教皇位が空位になった場合、(新たな教皇の)選出は会議の外ではなされえない」において、次のように記されている。

⁽⁷⁾ Setton, K., The Papacy and the Levant (1204-1571), 1, Philadelphia, 1976 (以下、Papacy と略記), pp. 190-223.

⁽⁸⁾ 恐らく、このガレー船は乗組員の手配も含めてヴェネツィアから貸借したものと思われ、この時は後に船員への賃金の未支払いが問題となった。Setton, Papacy, 1, p. 205, 208, 2, p. 86. その後、教皇庁は、1359 年には2隻の、1365 年には8隻のガレー船を東方に派遣しているが、これらの場合も貸借であったと思われる。Setton, Papacy, 1, p. 235, 262.

⁽⁹⁾ Decrees, pp. 402-451.

⁽¹⁰⁾ 十字軍運動の中における同会議の意義を強調する者として、N・ハスリーが挙げられる。Housley, N., "Ending and Starting Crusades at the Council of Basel", Crusades, 16, 2017, pp. 115-145.

聖霊の内に合法的に召集された聖なるバーゼルの公会議は、明瞭な熟慮をもって将来を見据え、公共善に害ももたらしかねない物事に対抗して健全なる歩みを進めるための摂理の義務にふさわしくあらんことを心に留める。公会議は、聖霊の恩寵とともに、現状と照らし合わせて実に必要とされているように、異端の根絶・キリストの民たちの間の平和・倫理の改善に専心する。…(11)

ここでは、異端の根絶とキリスト教徒の平和とが結びつけられていることしか確認できない。しかし、1436年3月26日に発せられた第23会合の「合意内容」では、そこに異教徒からのキリスト教世界の防衛が加わることとなる。

…その荘厳たる戴冠の後、そしてその選出から一年経た各年、崇高なる教皇は、いかにして彼が神に対する厳粛たる約束を実行に移すのかについて、少なくとも8日間にわたってその兄弟たちとともに入念に議論せねばならない。第一に、世界のどこでキリスト教信仰がトルコ人・サラセン人・タルタル人やその他の異教徒によって害されているのか、どこで異端・分離派や迷信が蔓延っているのか、どの地域で、教会および俗世の問題として、神の教訓や正しき生き方という点における倫理・遵守の低落が見られるのか、どこで教会の自由が侵害されているのか、どの国王・諸侯・民たちの間で、敵対心・戦争・戦争の脅威が蔓延しているのか、について彼は検証せねばならない。そして、敬虔なる父のように、彼はその兄弟たちとともに慎重に治療法を提示するように努めなければならない。…(12)

具体性はないものの、キリスト教世界の平和を構築するための一つの懸案事項として、異 教徒の脅威があったとことを、およびキリスト教世界の平和を構築するめには、各国・各 地域との個別的な外交交渉力が教皇に求められていたことを、ここに垣間見ることができ よう。

さてビザンツ帝国の救援について、まずは 1434 年 9 月 7 日の第 19 会合の決議「合同に関する公会議とギリシア人との間の合意について」を見てみよう。

…さらに、神の助力によってまた別の利益がキリスト教世界に生ずるであろうことを 私は信ずる。なぜならば、この合同が一度確立されれば、忌まわしいムハンマドのセクトの多くの者たちがカトリック信仰へと改宗するであろう、という希望があるから である。…外交使節団の往来に関して)また、然るべき時に西方教会は、700人を上 限として(ビザンツ)皇帝や主教を始めとする東方教会の高位聖職者たちをその必需

⁽¹¹⁾ Decrees, p. 462 f.

⁽¹²⁾ Decrees, pp. 496-501

品とともに我々の領域の港へと運び、そしてコンスタンティノープルへと送り返すための、内2隻はコンスタンティノープルから、内2隻は他の所からなる4隻の大型ガレー船にかかる経費を、次のような形で負担する。コンスタンティノープルからやって来る皇帝および700人が我々の領域の直近の港にやって来る経費については、皇帝に1万5千ドゥカートが支払われる。その港から会議会場までの移動経費、および会議開催期間の滞在経費とコンスタンティノープルへと帰還する経費については、皇帝および700人(の随行者)に対して然るべき金銭が支払われる。また、来る11月から10ヶ月の内に、聖なる公会議は、300人の弩兵を載せた2隻の大型ガレー船と2隻の小型ガレー船とをコンスタンティノープルへと派遣せねばならない。…(13)

これを受けてコンスタンティノープルからの使節団を交えて開催された、1437年5月7日の第25会合の決議「ギリシア人たちのための来るべき公会議の開催地について」でも、次のように同様の内容が記されている。

…この件(教会合同)について数多くの会合と熟慮を重ねた後、この聖なる公会議とコンスタンティノープルからの使節たちとの間で幾つかの合意がなされ、それは公の場における条文化によって確固たるものとされた。これらの合意により、聖なる公会議は金銭・2隻の大型ガレー船・2隻の小型ガレー船・300人の弩兵を伴った使節団を、然るべき期日までに派遣し、その使節団を通じて、皇帝および総主教と700人(の随行者たち)が、この聖なる合同を実現するために我々と会談を行うための公会議の開催地を、幾つか挙げた候補地の中から一つを選択することを誓約する。…(14)

これらの議事録に現れる軍団は、「十字軍」ではなく、あくまでもビザンツ帝国使節団の ための護衛団である。しかし、筆者にとって非常に興味深いのは、この段階において、教 皇庁が陸・海軍からなる「教皇軍」とも呼べる軍事力を有していたということである。で は、どのような経緯で「教皇軍」は形成されたのであろうか。少し時間を遡って見てみよ う。

シスマの間も「十字軍」は展開されていた。例えば、ノリッジ司教へンリ・デスペンサーが、ローマ教皇庁から十字軍特権を付与された上で、フランス王家およびアヴィニョン教皇庁を支持するフランドル伯領を攻撃するなど、百年戦争はローマ教皇庁とアヴィニョン教皇庁それぞれにとっての「十字軍」と化した⁽¹⁵⁾。しかし、教皇庁の関与はあくまでも間接的なものであった。

⁽¹³⁾ Decrees, pp. 478-482

⁽¹⁴⁾ Decrees, pp. 510-513

⁽¹⁵⁾ 例えば、Riley-Smith, J. (ed.), The Atlas of the Crusades, New York, 1991 (以下、Atlas と略記), p. 144, など。

その一方で、ハンガリー国王(後に神聖ローマ皇帝)ジギスムントを中心に組織された、 いわゆるニコポリス十字軍に際しては、ローマ教皇庁とアヴィニョン教皇庁の双方ともが、 「十字軍」の必要性を積極的に呼びかけることとなった。当初のジギスムントの思惑はボ ヘミアの異端討伐にあったが、1394年、オスマン帝国がハンガリー王国領を脅かすに当 たって、彼はローマ教皇ボニファティウス9世に対オスマン帝国のための「十字軍」提唱 を要請した⁽¹⁶⁾。これを受けた教皇は、同年 6 月には「十字軍」 勅書 Cogimur ex debita charitate⁽¹⁷⁾および De plenaria remissione⁽¹⁸⁾を、10月には Ad apostolates nostri⁽¹⁹⁾を発布した。また、 アヴィニョン教皇ベネディクトゥス 13 世も、「十字軍 | 勅令を発布するとともに⁽²⁰⁾、フラ ンス王国の諸侯たちが中心となって結成した「イエス・キリストの受難騎士団 (le chevalerie de la Passion de Jhesu Crist)」を強力に支持した⁽²¹⁾。彼らの呼びかけは多くの者たちをジ ギスムントの下に向かわせたが、注目に値するのは、小規模ながらもポーランド人・ボヘ ミア人・イタリア人からなる、A・アティヤの表現を借りると「傭兵団」が、教皇庁の出 資により結成されたことである⁽²²⁾。13世紀以降、教皇庁が「十字軍」のための資金調達を 重視していたことは上に見たとおりであるが、集められた資金がどのように運用されてい たのかについては不明な点が多い。ハスリーの調査によると、14世紀以降にとりわけフ ランス・イタリア地域において社会問題化した「傭兵団(Societas、Campaginata)」への 対応策として、教皇インノケンティウス6世は、教皇領を侵害する傭兵団に対して戦う者 に十字軍特権を付与することを認めた勅令 Ad reprimendas insolentias を発布する一方で、 1366年には聖地解放のために戦う傭兵たちに対して十字軍特権を付与することを認め、 教皇庁の資金にて募った傭兵たちを教皇特使の下に束ねようと試み始めた⁽²³⁾。従って、こ のニコポリス十字軍の際の「傭兵団」の結成は「教皇軍」の初例である、と言えよう。

ニコポリス十字軍は多くの戦死者・捕虜を出して敗北という形で終わったが、ティムールによるオスマン帝国領侵攻によって、ヨーロッパ世界は救われることとなった。しかし同じ頃、ウィクリフの教説がボヘミアに持ち込まれ、やがてフス派が形成されることとなった。上述のとおり、かねてよりボヘミアの異端討伐を目論んでいたジギスムント主導の下でコンスタンツ公会議が開催されるのは自然な流れであった。やはり上述のとおり、同会議においては「十字軍」そのものが議論の俎上に載せられることはなかった。しかし、ま

⁽¹⁶⁾ Atiya, A., The Crusade of Nicopolis, London, 1934 (以下、Nicopolis と略記), p. 8.

⁽¹⁷⁾ Baronius, C., (ed.), Annales ecclesiastici (以下、Annales と略記), 26, Barri, 1880, p. 554 f.

Bliss, W. and Twemlow, J. (eds.), Calender of Entries in the Papal Registers relating to Great Britain and Ireland. Papal Letters, 4, London, 1902, p. 489.

⁽¹⁹⁾ Annales, p. 555.

⁽²⁰⁾ Atiya, Nocopolis, p. 54.

Molinier, A., "Description de deux manuscrits contenant la règle de la militia passionis Jhesu Christi de Philippe de Mézières", *Archive de l'orient latin*, 1, Paris, 1881, pp. 362-364.

⁽²²⁾ Atiya, Nicopolis, p. 49.

Housley, "The Mercenry Companies, the Papacy, and the Crusades, 1356-1378", Traditio, 38, 1982, pp. 253-280.

さに同会議閉会日に、教皇マルティヌス5世はフス派討伐のための「十字軍」勅令 Inter cunctus $^{(24)}$ を発布したのであった。これが、1432 年までの間に5回の軍事遠征が展開されることとなる、フス派十字軍の始まりであり、そこには教皇の代理人として5人の人物が関与した $^{(25)}$ 。

第一次遠征に参加したルセーナ司教フェルディナンドの主な活動は、ポーランド王国に おけるリクルート活動であった(26)。その後、彼は「十字軍 | 本隊に合流したが、フス派の 火刑を命じたことを除いては⁽²⁷⁾、そこでの彼の具体的な活動は不明である。彼の後を継い だのは、元ピアチェンツァ司教で枢機卿のブランダ・ダ・カスティリオーネであった。第 二次・第三次遠征に関わった彼についても、ボーランド王国でのリクルート活動、および 教皇庁の旗をジギスムントに渡したこと以外は定かではない⁽²⁸⁾。その後を継いで、第4次 遠征の組織作りを試みたのが、

板機卿のジョルダーノ・オルシーニであった。

彼もまたド イツ地域などでのリクルート活動を行ったが、組織立てが上手くいかず、ウィンチェスター 司教で枢機卿のヘンリー・ボーフォートにその役割を取って代わられた⁽²⁹⁾。ただし、第4 次遠征におけるその立ち回りについての詳細は不明である(30)。教皇マルティヌス5世より 特使に再任された彼は、第5次遠征のための準備を行った(31)。 ジギスムントからの遠征計 画を実行に移すようにとの催促を受け、ハンザ諸都市やドイツ地域でのリクルート活動を 精力的に行い、ブルゴーニュのフィリップ善良公からの参加表明を取り付けるなどの成果 を上げた(32)。しかし、ヘンリーの前に大きな問題が立ちはだかった。遠征費の問題である。 1428年2月8日付けのマインツ大司教コンラートがヘンリーに宛てた書簡は、遠征費 を賄うための税の徴収が困難であることを告げている⁽³³⁾。また、ヘンリーは母国イングラ ンドに向けて、援軍および支援金の提供を再三要求している(34)。しかし事は上手くいかな かったようであり、特使の座は枢機卿ジュリアーノ・チェザリーニに移った。彼もまたニュ ルンベルクなどでリクルート活動を行ったが(35)、彼が前任者たちと異なるのは、1431年7 月16日、公会議参加のためにすでに幾人かの者たちは集まっていたのであろう、バーゼ

Foxe, J. (ed. and tra.), Acts and Monuments, 3, New York, 1965, pp. 557-567; Fudge, T. (ed. and tra.), The Crusade against Heretics in Bohemia, 1418-1437, Aldershot, 2002 (以下、Bohemia と略記), pp. 45-49 (no. 18).

⁽²⁵⁾ 他にも各地に派遣された特使はいたが、ここでは筆頭特使のみに限定する。

⁽²⁶⁾ Bohemia, pp. 49-52 (no. 19), 60-63 (no. 27).

⁽²⁷⁾ *Bohemia*, p. 63 (no. 28).

⁽²⁸⁾ Bohemia, pp. 106-109 (no. 55), 156-158 (no. 91), 175-177 (no. 101).

Bohemia, pp. 196-198 (no. 113), 225-227 (no. 122).

⁽³⁰⁾ Bohemia, pp. 230-232 (no. 124), 232-238 (no. 125), 238-241 (no. 126).

⁽³¹⁾ Bohemia, p. 241 f. (no. 127), 243 (no. 128).

⁽³²⁾ *Bohemia*, pp. 244-246 (no. 130), 268-275 (no. 142), 277 f. (no. 144). なお、真偽のほどは定かではないが、後にヘンリーがその牢獄の鍵の一つを握ることとなるジャンヌ・ダルクは、1430 年 3 月 23 日付けでフス派に対して正統信仰への回帰を促す書簡を送っている。*Bohemia*, p. 284 f. (no. 1149).

⁽³³⁾ *Bohemia*, pp. 249 f. (no. 133).

⁽³⁴⁾ Bohemia, pp. 251-253 (no. 135), 253-255 (no. 136), 275 f. (no. 143).

⁽³⁵⁾ Bohemia, pp. 296-300 (no. 153).

ルでもリクルート活動を行うよう要請する書簡を送ったことである⁽³⁶⁾。その結果、彼は 200人の「教皇軍」を得たようであり、それとともに軍事遠征に参加したのである⁽³⁷⁾。フス派十字軍は 1432 年のドマジュリツェの敗北によって終結するが、バーゼル公会議の場に戻ったチェザリーニを中心として対オスマン帝国のための「十字軍」が準備されることとなった。いわゆるヴァルナナ字軍である。

後にヴァルナ十字軍となる軍勢はすでに、ハンガリー国王を兼ねていたポーランド国王ヴワディスワフ3世(ハンガリー国王ウラースロー1世)・ヴェネツィア・ビザンツ帝国の同盟軍という形で動いていた $^{(38)}$ 。ヴワディスワフが留守中のハンガリーを委ねていたトランシルバニア公フニャディ・ヤーノシュがオスマン帝国軍を破り、そしてチェザリーニが外交交渉をして「十字軍」の地固めを行ったことを受けて、1443年1月1日、教皇エウゲニウス4世は「十字軍」勅令 Postquam ad apicem を発布して $^{(39)}$ 、同盟軍に「十字軍」という性格を付加した。最終的には、1444年11月、黒海から船でコンスタンティノープルを目指そうとしていた時にヴァルナの地でオスマン帝国軍に敗北、ヴワディスワフとチェザリーニが戦死するということでヴァルナ十字軍は終了したが、ここで着目したいのは、やはりチェザリーニの軍勢である。

まずチェザリーニは、海路をとる計画を実行するために、エウゲニウス4世に武装ガレー船の準備を急ぐように要請した。それを受けた教皇は、教皇庁の財源でヴェネツィアに武装ガレー船の造営を依頼したのである (40)。ここでエウゲニウス4世がヴェネツィア出身であったことを思い起こすと、上記のバーゼル公会議議事録に見える教皇庁のガレー船団も、彼の下で整備されたものと考えられよう。ただし、船を所有していることと、その乗組員やそこに配備する兵士は別問題である。ヴァルナ十字軍の際にチェザリーニの率いた「教皇軍」については、同時代の吟遊詩人であるミヒャエル・ベハイムの詩から知ることができる。それによると、全体の軍勢2万人の中核をなしたのは、バラド司教ヤーノシュ率いる4,500の騎兵からなる大軍団であった。さらにその下に、各2,000人からなる五つの小軍団が整備され、その内の一つをチェザリーニが統率していたのである (41)。教皇の代理人として、すなわちヴァルナ十字軍の霊的統率者としてのチェザリーニの役割は、「十字軍」士たちに対する贖罪特権の付与や、不従順者(離脱しようとする者)に対する破門宣告な

⁽³⁶⁾ *Bohemia*, p. 303 f. (no. 155).

⁽³⁷⁾ *Bohemia*, p. 319 f. (no. 169), 341 (no. 179). なお、ジュリアーノの軍勢は、500人の騎兵からなるヴュルツブルク大司教の軍勢の護衛下にあったようである。*Bohemia*, p. 316 (no. 179).

⁽³⁸⁾ Imber, C. (ed. and tra.), The Crusade of Varna, 1443-45, Aldershot, 2006 (以下、Varna と略記), pp. 2-14.

⁽³⁹⁾ Annales, 28, pp. 400-410.

⁽⁴⁰⁾ Jorga, N., Notes et extraits pour server à l'histoire des croisades au XVe siècle, 2, Paris, 1899, p, 149, 172-184. その後、教皇庁所有のガレー船隻数は、1480年のオトラント解放戦時には25にまで増えたようである。Setton, Papacy, 2, p. 368.

 $^{^{(41)}}$ Vrana, p. 172 (no. III).

ど、当然のことながら小さいものではなかったが $^{(42)}$ 、彼自身が実際に率いた軍勢の規模は、必ずしも大きなものではなかった。しかし、これまで見てきたことからすると、ニコポリス十字軍からヴァルナ十字軍にかけて、とりわけエウゲニウス 4世とチェザリーニの下で、「教皇軍」がその形を整えていった、とまとめることができよう。ハスリーも指摘しているように、その後のピウス 2世の下で、「十字軍」士をリクルートする対象は、かつてのような政治体を核とする集団から、個人へと重心を移動させた $^{(43)}$ 。「教皇軍」へと臣民を引き抜かれる形となったカスティーリャ国王エンリケ 4世は、「多くの恩典、特権と贖宥(muchas gracias e preuillejos e indulgencias)」のみならず、教皇の勅書には記されていない「賃金(sueldo)」で騎士たちの心が揺さぶられていると批難しているが $^{(44)}$ 、このことも「教皇軍」の存在を別の角度から証明するであろう。

ただし、ここで思い起こさなければならないのが、以上のように展開されてきた「十字軍」そのものは、公会議での議題とはならなかったことである。公会議が「十字軍」を準備するための折衝の場としても機能したことは認めなければならないが、このことは、「十字軍」は全キリスト教世界・全ローマ=カトリック世界の問題ではなく局地的な問題として認識され、普遍的権威からの発令によってではなく、外交上の交渉によって成立するものとして認識されていたことを示すであろう。

3. 第5ラテラノ公会議までの状況

次の公会議は、第5ラテラノ公会議(1512年5月10日~1517年5月16日)を待たねばならなかった。同公会議は、公会議の開催を渋る教皇を無視した公会議派が前年にピサ公会議を開催したことへの対抗措置として、開催されたものであった。宗教改革の一因ともなったと言われる第5ラテラノ公会議の決議録の中には、久しぶりに幾つかの「十字軍」に関連する文言を見ることができる。しかし、それを見る前に、ヴァルナ十字軍から第五ラテラノ公会議に至るまでの「十字軍」運動の動向を簡単に確認しておこう。

1453年のビザンツ帝国滅亡を受けて、翌1454年3月1日より、教皇ニコラウス5世は「十字軍」を呼びかけ始め、フィリップ善良公などがそれに呼応した⁽⁴⁵⁾。この度結成された「十字軍」は、1456年にベオグラードまで侵攻してきたオスマン帝国軍を退けることに成功

⁽⁴²⁾ Varna, p, 113, 120, 132 (no. II).

Housley, "Indulgences for Crusading, 1417-1517", Swanson, R. (ed.), Promissory Notes on the Treasury of Merits: Indulgences in Late Medieval Europe, Leiden/Boston, 2006 (以下, "Indulgences" と略記), pp. 302-305.

Benito Ruano, E., "Granada o Constantinopla", *Hispania*, 60, 1960, p. 309.

⁽⁴⁵⁾ Pavit, J., "Burgundy and the Crusade", Housley (ed.), *Crusading in the Fifteenth Century*, London, 2004 (以下、 *Crusading* と略記), p. 74. なお、ニコラウス 5世は1455年3月に死去したが、次の教皇カリクストゥス3世は、1455年5月15日に、ニコラウス 5世の「十字軍」勅書 *Ad summi pontificats apicem* を再発布した。 *Annales*, 28, p. 435. さらにカリクストゥスは、1456年6月にも「十字軍」勅書 *Cum his superioribus* を発布した。 Setton, *Papacy*, 2, p. 186.

した $^{(46)}$ 。このベオグラード十字軍の際に教皇特使として尽力したアエネアス・シルウィウスは、1458年にピウス 2世として教皇に就任すると、1459年から翌年にかけて開催されたマントヴァ教会会議において、ウルバヌス 2世の演説をまねた上、第1回十字軍の英雄たちを讃える形で「十字軍」を呼びかけた。そしてそれは、会議終了直後の1460年1月に、「十字軍」勅令 Execrabilis として発布された $^{(47)}$ 。しかし反応は悪く、1463年に再び「十字軍」勅令 Exechielis prophetae が発布された $^{(48)}$ 。翌年8月、この度の「十字軍」遠征のための集結地として定められていたアンコーナにて彼が没したため、遠征は中止された。続くパウルス 2世やシクストゥス 4世も幾度となく「十字軍」を呼びかけたが $^{(49)}$ 、1471年に小規模な軍勢がスミルナへの攻撃を試みた以外に、「十字軍」が実行に移されることはなかった $^{(50)}$ 。

その一方で、1480年にはアルバニアを再併合するなどして、オスマン帝国はバルカン 半島における地固めを行っていた。さらに同年、ロドス島が包囲され、イタリア半島の踵 に位置するオトラントが制圧された。しかし、翌年のメフメト2世の死が、ヨーロッパ世 界を救った。その後を継いだバヤズィト2世の時代、オスマン帝国は様々な悩みに苦しめ られた。彼に敵対した弟のジェムがヨーロッパ世界に身を寄せたことは、バヤズィトの対 ヨーロッパ政策にとっての足かせとなった⁽⁵¹⁾。このような状況で動きを見せたのが、ポー ランド王国であった。ポーランド国王ヤン1世は、1496年には対オスマン帝国戦に向け ての増税を開始し、翌年にはモルドヴァの一部をオスマン帝国から奪った。しかし、ジェ ムが死去すると、バヤズィトによる報復攻撃が開始された。これに際して、ヤンは教皇ア レクサンデル 6 世に援助を要請した。1500 年 1 月 1 日、「十字軍」 勅令 Ouamvis ad amplianda が発布され、1499 年からオスマン帝国との戦争状態に入っていたヴェネツィアも加 わって、教皇庁・ポーランド王国・ヴェネツィアからなる「同盟(ligua)」が結成された。 しかしこの同盟は、1501年にポーランド王国がオスマン帝国と単独で和平を結ぶなど、 脆いものであった⁽⁵²⁾。そこで教皇は、聖ヨハネ(ロドス)騎士修道会に参戦を命じた。し かし、聖ヨハネ騎士修道会も 1504 年にオスマン帝国と単独和平を結んだ。そもそも、聖 ヨハネ騎士修道会とオスマン帝国は、1482年にバヤズィト2世の弟ジェムがロドス島に

⁽⁴⁶⁾ Helmrath, J., "The German Reichstage and the Crusade", Housley (ed.), Crusading, p. 64.

Bisha, N., "Pope Pius II and the Crusade", Housley (ed.), *Crusading*, pp. 39-52. なお、マントヴァに向かう直前のローマにて、ピウス 2 世はベツレヘムの聖母騎士修道会を設立した。Setton, *Papacy*, 2, p. 203.

⁽⁴⁸⁾ Aeneae Sylvii Piccolominei Senensis, qui post adeptum pontificatum Pius eius nominis secundus appellatus est, opera quae extant omnia, Basle, 1571, pp. 914-923.

⁽⁴⁹⁾ 例えば、1476年2月5日にシクストゥス4世は「十字軍」勅書 *Quamvis ad amplianda* を発布して、「十字軍」 税の徴収を試みた。しかし、その際に集められた資金は、主としてロドス島防衛のための費用に充てられた。 Setton, *Papacy*, 2, p. 325 f., 356.

⁽⁵⁰⁾ Riley-Smith, Atlas, p. 146 f.

⁽⁵¹⁾ Riley-Smith (ed.), Atlas, p. 150.

⁽⁵²⁾ Nowakowska, N., "Poland and the Crusade in the Reign of King Jan Olbracht, 1492-1501", Housley (ed.), Crusading, pp. 128-147.

亡命するに及んで、和平を結んでいた。また同騎士修道会は、1484年にはマムルーク朝とも和平を結んでおり、オスマン帝国とヴェネツィアとの戦争では中立を保っていた⁽⁵³⁾。それに対して、ヴェネツィア貴族のマリーノ・サヌートは、当時の聖ヨハネ騎士修道会総長ピエール・ドービュッソンを「トルコ人の親友 (amico dil turcho)」と強く非難したのであった⁽⁵⁴⁾。

それまでも「十字軍」を構成する集団が離脱することは、必ずしも珍しいことではなかった。ただし、一般的には離脱者に対しては破門が課せられ、それがヴァルナ十字軍までは確認されることは、上に見たとおりである。しかし、この度の「十字軍」は、教皇直属機関の聖ヨハネ騎士修道会ですら脱落可能なまさに「同盟」だったのである。加えて、ここで思い起こさねばならないのが、1494~1559年の間、断続的にではあるがヨーロッパ世界では「イタリア戦争」が展開され、フランス王国と神聖ローマ帝国(=スペイン王国)が対立していたことである。教皇庁は後者と結びついたが、フランス国王シャルル7世やルイ12世は、教皇庁を無視する形で独自の「十字軍」計画を立て、オスマン帝国とヴェネツィアとの関係に介入していたのである。550。

以上のように展開された「十字軍」運動の中において、最後に付け加えておかねばならないことがある。贖宥状の印刷である。それは、1488 年頃、サント司教管区のオーニ教会助祭長であったレーモン・ペローによって始まった。贖宥状そのものはすでに存在していたが、活版印刷によって贖宥状を大量に発行したこと、および、スペイン地域以外では初めて、死者にも贖宥状の効能を認めたこと、さらには、贖宥状の売上金の半分をサント大聖堂の再建費に充当したことで、彼は画期的であった $^{(56)}$ 。1494 年に枢機卿となった彼は、ネーデルラントやドイツ北部などを中心に、オスマン帝国に対する「十字軍」の喧伝=贖宥状の販売を積極的に行った。1500 年の聖年の贖罪価値と抱き合わせる形で発行された贖宥状は売れに売れた。しかし、例えばブレーメンの例が示すように、贖宥状の売り上げのほとんどは、ペローを迎えるためのセレモニーや彼の移動・宿泊等にかかる経費に割り当てられ、「十字軍」のための資金はほとんど残らなかった $^{(57)}$ 。いずれにせよ、贖宥状は大量生産体制に入り、例えば \mathbf{F} ・アイゼルマンの試算によると、ドイツ地域では 1488 年から 1490 年の 3 年間に毎年 30 版以上、1 版で 2 万以上の贖宥状が印刷されたのであった $^{(58)}$ 。

Vatin, N., "The Hospitallers at Rhodes and the Ottoman Turks, 1480-1522" (以下、"Hospitallers"と略記), Housley (ed.), *Crusading*, pp. 148 f.

Fulin, R. (a cura di), *I diarii di Marino Sanuto*, 3, Venezia, 1880 (以下、*diarii* と略記), col. 1439. この記述は 1501 年のものであるが、1503 年、ヴェネツィアは聖ヨハネ騎士修道会に先んじてオスマン帝国と和平を締結した。

Vatin, "Hospitallers", p. 157 f.

⁽⁵⁶⁾ Housley, "Indulgences", p. 286.

Housley, "Indulgences", pp. 294-299.

⁽⁵⁸⁾ Eisermann, F., "Der Ablass als Medfienereignis. Kommunikationswandel durch Einblattdrucke im 15. Jahrhundert. Mit

さて、オスマン帝国がヴェネツィアや聖ヨハネ騎士修道会との和平に至った背景には、サファヴィー朝が小アジア進出の動きを見せていたことがあった。このような状況が打開されたのが、1514年のチャルディラーンの戦いであった。サファヴィー朝軍を破ったセリム1世は、ヨーロッパで宗教改革の始まった年でもある1517年の1月22日に、マムルーク朝をも滅亡させたのであった。では、以上のような状況を念頭に置いて、第5ラテラノ公会議における「十字軍」を見てみよう。

4. 第5ラテラノ公会議

1512年12月10日に開催された第4会合の決議「国事詔書の取り消しと、件の勅令に関するピサ公会議の条項の無効化について」では、次のように、漠然とではあるが、異教徒への遠征とその資金調達について触れられている。

…さらに、我々が得てきた、あるいは得るであろう収穫物・地代などの収益は何であれ、また、件の会議(ピサ公会議)によって課された税は、異教徒に対してなされるべき遠征費に充てる。… ⁽⁵⁹⁾

なお、ここで問題となっている国事詔書とは、1438年7月7日にフランス国王シャルル7世がブールジュにて発したものであり、教皇に対する公会議の優位性や世俗権力による高位聖職者の推挙権などを謳ったものである。

1513年4月27日の第6会合の決議「公会議に参加を望む、あるいは参加すべき人々に対する、往復・滞在・意見交換(のための移動)に関する安全保証について」では、キリスト教世界の平和を構築することが、最終目標である異教徒に対する軍事遠征の前提となることが記される。

…従って、同じ聖なるラテラノ公会議の承認により、それがために召集された目的が達せられるまで、とりわけ、戦争という暴力が沈静化し、武力衝突が脇に置かれた後に、キリスト教徒の諸侯たちや統治者たちの間で全般的かつ確固たる平和がなされるまで、公会議を延期することを承認する。私は、非常に有益な良きことのために弛まぬ配慮とあらゆる試みをもって、この平和に全力を注がんとするものである。私は、神への称賛・件の教会の賞揚・キリスト教信仰の調和に影響するこれらのことが達せられた後、カトリック信仰の敵に対する聖なる、かつ必要たる遠征(expeditio)が実

einer Auswahlbibliographie", Suntrup, R. and Veenstra, J. (eds.), *Tradition and Innovation in an Era of Change*, Frankfurt-am-Main, 2001, S. 113 f.

⁽⁵⁹⁾ Decrees, pp. 598-600.

行に移され、そしていと至高なるものの厚意により、勝利という結果が達せられるであろうということが、私の変わることのない態度・意図であり続けることを宣言する。...⁽⁶⁰⁾

1513年12月19日の第8会合の決議「キリスト教徒諸侯たちの間の平和、および信仰を拒絶するボヘミア人たちの回心について」では、遠征対象の中心がオスマン帝国であることが、ようやく明記される。

…(「あらゆる良い贈り物がそこから下ってくる(ヤコブの手紙第1章17節)」)光の 父の厚意により、平和は交渉され、達成されえ、一度このことが執り行われれば、キ リスト教徒の血をたらふく飲まんとあえいでいる異教徒の狂乱に対する聖なる、かつ 必要たる遠征(expeditio)が実行され、全キリスト教世界の安全と平和にとって好ま しい結果がもたらされえるであろう。今後、司牧の職務にあるがゆえに、私はすべて のキリスト教の民たち、とりわけ、その不和が長らく平和を妨げ、日々深刻な損害を キリスト教世界にもたらしているキリスト教徒の王・統治者・諸侯たちの内に、平和 と融和がもたらされることを心の底から望んでいるのである。…このようにして、残 忍なトルコ人の統治者や他の異教徒の手からキリスト教徒たちに及ぼされるさらなる 損害は防がれるであろうし、これらの民たち(異教徒たち)の恐るべき憤怒や高慢な る試みを打ち砕くための軍勢の結束がなされるであろう。…⁽⁶¹⁾

続く第9会合(1514年5月5日)の決議「教皇は、キリスト教信仰の敵に対する遠征が可能となるようにするために、キリスト教徒統治者たちに平和をなすように勧告する」でも同様のことが繰り返されるが、祈りを捧げる者に対する100日の贖罪価値の付与が付け加わる。

…ゆえに、私はこれらの(キリスト教徒同士の)争いを鎮め、源泉と状況に従って教会の規律に秩序を取り戻すことにこそ、最大の重要性・熟慮・注意が与えられるべきであると判断した。そうすることで、争いが収められた後、(キリスト教徒の)生き方の変化に怒りを和らげられた神とともに私は、私の配慮に委ねられた主の民たちを一つに束ね、平和と調和の中に融和され、強固に紐帯された軍勢をなった彼らに、今やキリスト教信仰を脅かしている共通の敵に躊躇なく対峙するように鼓舞することができるのである。悪なる、無慈悲なキリストの十字架の敵に向けた遠征(expeditio)への私の激しい希求は、実に私の心に深く植え付けられてるので、私は聖なるラテラ

⁽⁶⁰⁾ Decrees, p. 603 f.

⁽⁶¹⁾ Decrees, pp. 606-608.

ノ公会議の継続を決定したのである。…そして、彼ら(司牧たち)は、その教区の構成員たち、およびより高位にあるがゆえに、もしくは教会の権威ある地位にあるがゆえにその権威下にある、聖俗・性別を問わずに他の者たちに対し…、神自身およびその最も栄光なる母に向けて…、キリスト教徒の平和と異教徒の完全な破壊のために、各自献身的な祈りを捧げるように強く訴え、鼓舞しなければならない。…彼ら(あらゆるキリスト教徒)は、諸侯・統治者・キリストの民たちの間に全般的な、もしくは部分的な平和に向けての、異教徒に対する遠征(expeditio)に向けての一歩を踏み出すことができるのである。…神の憐憫と彼に祝福されし使徒ペテロとパウロの権威を信頼し、私は、神から罪の赦しを得るために個々に祈りを行う者たちに対し、課された改悛の内100日分の赦しを与える。…⁽⁶²⁾

100 日分の贖罪価値の付与について、その起源は上記のフス派十字軍を呼びかける際、ブランダ・ダ・カスティリオーネが、「十字軍」説教を聞きに来ただけの者、および「十字軍」を成功させるためのミサに参加しただけの者に対しても、100 日分の贖罪価値を認めたことに求められる⁽⁶³⁾。

そして、同会議の閉幕も告げる第12会合(1517年5月16日)の決議「課税の制定と公会議の閉幕」が、「十字軍」勅令となる。当然のことながら、すでにマムルーク朝滅亡の報告はヨーロッパ世界に届いていた。長くなるが、以下、全文を記すこととする〔段落分けは筆者による〕。

神の僕たちの僕たる司教レオ (教皇レオ 10 世) は、聖なる公会議の承認とともに、永遠に消えることのない記録のために(以下を記す)。預言者の言うように、私は「万民の上と、万国の上に立(エレミヤ書第 1 章 10 節)」ってきたが、それと私とでは価値の点で異なる。私が教会全体の改革と、それまでに私が成功裏に収めた事柄の刷新を再度なした時、すなわち、私が改革の確固たる遵守のための適切な処方をあてがうように、そしてもはや司祭不在という事態が生じないようにするために、大聖堂や首教座教会のために(人員の)配備を計画する時、そして、私の配慮に身を委ねる主の民たちを、神の尊厳が及ぶ中で受け入れられるようにし、従順なる者とすることができるよう、不断の注意と飽くなき努力でもってこれらの処方を監督する時、私は自身の職務の義務を適切に遂行しているのである。トルコ人や、東部および南部地域にしっかりと根を張ってしまっているその他の異教徒を打ち砕くこともまた、私の目的である。彼らは、真実の光と救済の道を、完全なる侮蔑と頑固な盲目さでもって扱っている。彼らは、その上で我らの救世主が、その死によって死を破壊するために、そして

⁽⁶²⁾ Decrees, pp. 609-614.

⁽⁶³⁾ Housley, "Indulgences", p. 284 f.

彼が命を復活させたというその非常に聖なる生涯の言葉には表すことのできない神秘によって死を破壊するために、死を受け入れることを決意した、命を与える十字架を攻撃している。そして、彼らは自身を神の憎むべき敵となし、最も激しいキリスト教の追害者となしているのである。霊的のみならず世俗的防衛によって強固となった私は、神の導きと厚意の下、それによって野生の怒りの中で彼らが残酷にもキリスト教徒の血の中に進行する頻繁かつ激しい攻撃に対して、対抗することができるのである。

実に、私の幸福なる記憶の中におられる先人の教皇ユリウス2世は、聖霊とともに、 称賛すべきかつ合法的なやり方で、良き理由のために、尊敬すべき同輩たちや、当時 私もその一人であった聖なるローマ教会の枢機卿たちとともに、聖なるラテラノ公会 議を召集した。彼は5回の会合を開催し、6回目の会合を召集した。その後、彼はこ の世を去った。そして、神の慈悲により、私は最上の使徒の座の頂点へと上った。私 は、ごく小規模な会合においてでさえ、公会議が主の領域における非常に重要な発展 として祝福されるのを見たい、という心からの願望を常に有してきた。今私にのしか かっている司牧としての配慮という義務の結果として、一つの義務が私の名誉ある、 有益な望みに付け加わったことを悟った。従って、さらに燃えさかる献身と心の準備 をもって、私はそれに着手したのである。私は上述の第6会合において、同輩たる枢 機卿たちの助言と同意とともに、そして聖なるラテラノ公会議の承認とともに、一定 期間公会議を順延するということに承認を与えた。その際に明確に述べられたのであ るが、それは状況から明白な理由に基づくものであり、私自身や同輩たる枢機卿たち の心に影響を与えるような理由に基づくものであった。(しかし)公会議は、それが ために召集された目的を完成するために継続されねばならなかった。とりわけ、一度 キリスト教徒の諸侯・統治者たちの間の恐るべき衝突が収められ、武器が脇に置かれ るならば、世界の恒久的な平和が確立されるであろう、ということが大きな目的であっ た。すべてのことに取り組んできた私は、あたかもそれが最上のことであるかのよう に、全労力を注いでこの平和を構築し、その問題を解決することを目指してきた。ま た私は、一度神の称賛に関わるこの問題や教会の高揚が達せられるならば、カトリッ ク信仰の敵に対する聖なる、かつ最も必要とされる遠征(expeditio)が起こり、成功 に終わる大勝利が最上の者(神)の助力により達せられるであろうことも宣言した。 この義務の下にあり、最も有益なるこの公会議に列席する者たちが故地に引き留めら れることのないようにするために、そして、彼らがいかなる言い逃れをもすることが できないようにするために、私は、件のラテラノ公会議の承認をもって、前任者たる ユリウスによって公会議の祝福へと召集されたすべての者たち、およびその随行者た ちに対して、ラテラノ公会議に出席するために旅をしている間の、そしてローマに滞 在している間の安全保証書を授与した。私は、国王や諸侯たちに対しては、使徒の座 に敬意を払い、ローマにやって来る者たちを困惑させるのではなく、彼らに安全に旅 する許可を与えるように促したのである。

私は7回の会合を召集した。私は、それがゆえに件のラテラノ公会議が召集された 有益かつ必要な事案が解決されること以上に望むものはなかった。従って私は、これ らの事案およびその他の公会議で対処されるべき事柄について耳を傾けて審議するた めの、枢機卿および他の高位聖職者からなる三つの特別委員会を設置し、彼らが耳に して審議したことについてを公会議に報告するよう命じた。一つの委員会は、件の公 会議が開催される主たる理由の一つであった、キリスト教徒の国王・諸侯たちの間に 普遍的な平和を確立し、異端を根絶することを専門の職務とするものであった。二つ めの委員会は、教皇庁の改革を含む、全般的な改革を専門の職務とするものであった。 そして三つ目は、国事詔書を精査して廃止すること、および真の信仰に関する事案を 処理することを専門の職務とするものであった。各委員会は、入念に多くの有益かつ 必要な事案を吟味し、それについての精緻な報告を私に提出した。彼らによって審議・ 調査された諸事案は、私が召集した後ろ5回の会合において、神の厚意と聖なる公会 議の承認をもって、私によって最終的に決せられた。その時私は、恩恵を与えてくだ さる神自身が、その卓越した善と慈悲から、私の信心深き望みや公共善を志向する者 たちに厚意を示してくださったことを心底から知り、そして神自身が、私が心の中で 考えていたこと、およびそれがために私が大いなる労力を費やしたこと、すなわち、 それを審議するために公会議が召集された事案が公会議の目的に合致する形で解決さ れれば、公会議は閉会・散会されるということに厚意をお寄せになって下さったこと を、心底から知ったのである。

キリストの内なる我が親愛なる息子、私の前任者たるユリウスの時代に皇帝に選出されたマクシミリアン(1世)と、私の任期中にフランス国王であった故ルイ(12世)や、ラテラノ公会議を支持した他の国王・諸侯たちは、すべての者が最大限に満足することを目指して、聖霊の内に集った。必要な権威を持たない人々によって召集され、私の前任者ユリウスによって非難されたピサにおける偽公会議は、そのユリウスの決定と調和する形で、彼らによっても非難されるべきものとして処された。そこから大きくなり始めた教会の分裂は終わった。その状況が続く限り、これまでに開催された他の普遍公会議のみならず、様々な時代の聖職者や信心深き者たちに多くの損害がもたらされることは明白であるが。(今や)全教会の平和と、その結果としてもたらされた融和がある。それが妥当である限りにおいてではあるが、俗人たちのみならず教会人の倫理は改善され、真の信仰に関するいくつかの事案が解決された。上述の枢機卿や高位聖職者たちからなる三つの委員会における入念な精査・審議を経て、その他いくつかの事案も、件の公会議において配慮と技量をもって熟考され、そして最終決定へと至った。最終的に、三つの委員会の枢機卿や高位聖職者たちより、彼らによって議論・審議される事案は残っていないこと、そして数ヶ月以上の間、誰かによって

彼らの下に新たに審議されるべき事案が持ち込まれていないことが、幾度も私に報告された。主の民たちの支援・配慮という責務を私と共有しなければならない司教たちは、彼ら自身および彼らの教会にとって不便さや損失を伴う形で、通例の聖なる公会議を越える長期間におよんでローマに滞在したのである。

従って、公会議において私と件の委員会が解決を心から望んだ上述の事案の中で、 国王と諸侯たちとの間の平和と心の調和のみが、残されているように思われた。この ことを遂行したいという私の態度と、それを達成するために全精力を傾けて私が苦心 していることは、私の書状を読んだ皆にとっては十分に明白であろう。最上なる光に してすべての物事の真実たる神自身、多くの祈りと絶え間ない訴えによって、私にとっ ては利益がないにもかかわらず、彼が私の配慮に委ねられたキリストの民たちが、安 定しかつ永続的な平和へと至るようその慈悲でもってお導き下さるように、そしてそ の民たちが互いの慈愛の温かさによって目を覚ますように、いかに私が絶え間なく彼 に懇願したのかを知っておられるのである。その仰せられることが主として問題に なっているのであるが、主の内にあるこのことを、私は国王や諸侯たちに、皇帝に選 出されたマクシミリアンの宮廷、および上述の国王・諸侯たちの所に私が置いている 使節や書状を通じて、納得のいく理由を提示して熱心に促してきた。特に、彼らが、 近年勢力を拡大しているトルコ人たちの統治者によって深刻な危険・危機がもたらさ れているキリスト教とカトリック信仰のために、正しくも行動を起こしたいのか否か、 ということを。私は、件の使節・国王・諸侯たちの書状から、私の訴えが非常に大き な力・効力を持っており、彼らの心に非常に大きな影響を与えたので、全キリスト教 世界の善のために長らく私が望んできた平和が人為をもってほぼ解決され、たとえ懸 案事項が残っていたとしても、(神の厚意により) すぐに解決されるであろうという 希望があることを、私は認識した。私が心と魂の内でそのことを思案するように、私 の心は我らの主イエス・キリストに狂喜しているのである。私は、このことに関して すべての恩恵の与え主である彼に感謝する。というのも彼が、長らく私が希求してき た調和へとこれらの人々をお導きになったからである。私は、すべてのキリスト教信 徒は神に感謝と、そのような場合に通例なすような歓びの印を差し上げるべきであり、 そして神には達せられた平和が持続するように求められるべきである、と私は考える。 従って、唯一残ったのは、必要欠くべからざる聖なる遠征(expeditio)が、キリス ト教徒の血に飢えた異教徒の憤怒に対して遂行されることであり、一部は私によって、 また一部は前任者ユリウスによって開催された 11 回の会合の中で、強力な防備体勢 として決議されたあらゆる手段が承認・刷新され、意義申し立てなく遵守されるよう 命ぜられるのである。それに応じて、これらの事案について私の同輩や他の高位聖職 者たちと深い議論の末、私は使徒の権威によって、そして聖なる公会議の承認を得て、 件の11回の会合の決議・決定のすべてを承認し、全教会の平和と融和のために特定 の人々に譲歩すべきであると私が判断した例外事項を除く、すべての決議事項を含む 書状および、委員会によって実行された職務を承認する。そして、それらが変更なく 永遠に遵守されること、およびそれらを実施する人々が、そこに記されてることが遵 守されることを認識すべきであることを、私は宣言し、命ずる。すなわち、ローマ教 皇庁(管区)では、彼らに属する人々に強制権を有する母市(ローマ)の現在の統治 者、私の代理人、および教皇空位期間管理局長を、そしてローマ教皇庁外(管区)で は、この目的に適した在地の聖職者を、私が代理人として任命する。(また) 私は、 直接の破門の罰の下に服するすべてのキリスト教信徒に、私および使徒の座の許可な くして、この公会議で産み出されて実行されたことを、解釈・曲解しようとすること を禁ずる。

聖なる公会議の承認をもって、異教徒に対する件の遠征が実行・遂行されるべきこ とを私は宣言する。信仰の熱意が私をそれに駆り立てるのである。この点については、 公会議の職務が説明された際に、すでに言及した幾つかの会合において、私および前 任者のユリウスによって、頻繁に提案され、約束されてきた。幾度となく、それにつ いては、教皇庁に配置されている国王や諸侯たちの代理人と意見交換・議論がなされ てきた。敬虔なる記憶の中にある私の先任者、教皇ニコラス5世は、コンスタンティ ノープルが壊滅的な陥落を迎えた後に、異教徒たちの憤怒を打ち砕き、キリストの傷 に報復するために異教徒に対する総進軍 (generale expeditio) を呼びかけた。ローマ 教皇として私の先達であり、幸福なる記憶の中にあるカリクストゥス3世とピウス2 世は、信仰の熱意に駆り立てられ、技量と精力をもって同じ道に従った。今後3年の 間、私は彼らに倣い、私自身および件の私の同輩たちの権威により、教会、修道院や その他の全世界の収益に 1/10 税を課し、この種の遠征に必要かつ通例であるその他 のあらゆることを実施する。この遠征が成功裏に終わるようにするために、絶えず私 は全能の神に対して、聖なる、謙虚な、そして熱意ある祈りを捧げる。私は、このよ うな祈りが性別問わずにすべてのキリスト教信徒によってなされるよう命ずる。神が 私にその勇敢さを誘うようにさせる、皇帝に選出されたマクシミリアンや国王・諸侯・ キリスト教徒の統治者たちを鼓舞し、「神 (イエス・キリスト) のあわれみの深いこ ころによって(ルカによる福音書第1章 78 節)」懇願し、神の畏れ多い判決によって、 命を差し出してでも彼らが、キリストの血によって救済された教会自身の防衛と保全 を尊重せねばならないことを思い起こすように訴え、すべての互いの憎しみを脇に置 き、彼ら自身の間で繰り広げられる争いや対立を永遠に続く義務へと転化し、各自に 必要な義務として彼らに課されているように、キリスト教信仰の防衛のために力強さ と力の中で奮起するように訴える。かくも大きな危急の事態に際して、彼らにはその 財を伴って、進んですでに準備の整えられた助力を提供させる。私は彼らに、少なく とも遠征の間は、全能の神および教皇庁に敬意を払って、彼らが今や立ち入っている

平和を不断に遵守するよう、父としての愛情をもって促し、お願いする。その結果、「主の右の手(出エジプト記第15章6節)」の助けとともに獲得されることを私が望んでいるかくも良きこと(tantum bonum)が、不和や衝突から生じる中断によって妨げられることはないであろう。

約5年間に及んだこの公会議に列席している高位聖職者やその他の者たちが、さらなる労苦や出費に悩まされることのないようにするために、そして彼らが各々の教会に奨励をもたらすことのできるようにするために、そして他の合理的かつ正当な理由により、私はこの公会議を閉じ、主の祝福をもって散会を宣言する。同じ聖なる公会議の承認でもって、私は公会議に列席していたすべての者たちに、各々の故郷へと戻るよう許可を与える。彼らが絶えず増大し、霊的な贈り物とともに強められる歓びとともに帰郷することができるようにするために、私は彼らおよびその随行者すべてに、あらゆる彼らの罪に対する完全なる赦しと贖罪を、現世のみならず来世においても授ける。従って、誰も…。しかし、もし誰かが…〔以下、欠落〕(64)

約200年ぶりの公会議における「十字軍」勅令も、結局のところ、税のことが問題となっている。この議事録を純粋に、悪く言えば何も考えずに読めば、それは「十字軍」の連続性を示すことになる。しかし、具体的な点で熟されていない、もしくは具体的なプランがあったとしても、それを公会議という場で広く公表できない所に、逆に当時における「十字軍」提唱の限界を感じさせる。ここに、ピウス2世以降に見られる「十字軍」の原点回帰ということを併せて考えると、「十字軍」はローマ=カトリック世界にとっての原理にはなりきることができなかった、と言えるであろう。いずれにせよ、第5ラテラノ公会議における呼びかけが多くの反発を招いたことは、その後に生じた宗教改革運動が端的に物語るところである。

5. トレント公会議 — 「おわりに」に代えて —

宗教改革運動の始まりとそれに伴う混乱は、第5ラテラノ公会議で提唱された「十字軍」の実現化を妨げた。宗教改革の始まった翌年の1520年、レオ10世は「十字軍」勅書De benediction を発布したが $^{(65)}$ 、効果はなかった。モハーチの戦い、および第一次ウィーン包

⁽⁶⁴⁾ Decrees, pp. 650-655.

⁽⁶⁵⁾ テキストは、Purcell, M., Papal Crusading Policy, 1244-1291, Leiden, 1975, p. 200 f. に掲載されている。なおそれに先だって、レオ 10 世は、会議終了から 6 ヶ月後の 1517 年 11 月 11 日に「十字軍」勅令 Humani generis redemptor を発布し、そこでは教皇庁は 10 隻のガレー船と 100 頭の馬を用意するとしている。Annales, 31, 1877, nos. 32-54; Setton, Papacy, 3, 1984, pp. 174-179. その後、レオ 10 世の呼びかけた「十字軍」は、1520年のセリム 1 世の死、および翌年のレオ 10 世自身の死によって消滅した。Setton, Papacy, 3, p. 193. 1522 年4月 30 日、新たに教皇に選出されたハドリアヌス 6 世も、「十字軍」勅令 Monet nos veritas を発布したが、

囲に、「十字軍」士が参加することもなかった。次なる「十字軍」は、1538 年、スペイン 王国、ヴェネツィア、聖ヨハネ(マルタ)騎士修道会と教皇庁の軍勢で結成された「神聖 同盟(Sacer legua)」を待たねばならなかった。同年のプレヴェザの海戦でオスマン帝国 軍に敗北したものの、この「同盟」は 1540 年まで続くが、ヴェネツィアがオスマン帝国 と和睦を締結するに至って消滅した $^{(66)}$ 。 それから 5 年後の 1545 年 3 月 15 日から 1563 年 12 月 4 日の長期にわたって断続的に開催されたのがトレント公会議である。

対抗宗教改革の始まりとして知られる同会議において、「十字軍」が議題に上ることはなかった $^{(67)}$ 。しかし、「十字軍」に間接的に関連する条項として次の二つを挙げることはできる。まずは、1563年7月15日に採択された第23会合の決議、「改革に関する条項」の第18条である。

(少年に対する公教育について) …司教の監督の下にある学校が設置されるべきであろう教会などの場所に、少年たちの教育・矯正のためにすでに配分されたものに加えて、大学の設置・教師や職員に対する支払い・若者たちの生活費・その他の支出のために、安定した資金源が必要となるであろう。それゆえ、該当する司教たちは、一人は司教によって、もう一人は聖堂参事会によって選出された二人の聖堂参事会員、および一人は司教によって、もう一人は聖職者によって選出された二人の(司教座)都市の聖職者とともに、会議を持たねばならない。そして同会議は、以下の収益から一部を教育費に割り当てるよう決定しなければならない。司教および聖堂参事会の収益、…托鉢修道会の修道院は例外とするが、何らかの理由で、教会の維持費を負担している俗人や、騎士団もしくは騎士修道会(ただし、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会のみは例外とする)が保持する 1/10 税徴収権からの収益を含む、あらゆる修道院の収益…(68)。

ここにあるように、公教育にかかる経費の負担から、聖ヨハネ騎士修道会が免除されている。そして、1563年11月11日に採択された第24会合の決議「改革に関する条項」の第11条でも、同様に聖ヨハネ騎士修道会が、一部ではあるが例外対象として言及される。

それが実行に移されることはなかった。diarii, 34, col. 180-184.

⁽⁶⁶⁾ Riley-Smith, *Atlas*, p. 164. なお、この時に教皇庁は 36 隻のガレー船を提供したが、その多くはプレヴェザの 戦いで失われたようである。Setton, *Papacy*, 3, p. 429.

⁽⁶⁷⁾ 会議の最中の 1546 年 6 月、シュマルカルデン戦争において、教皇パウルス 3 世はカトリック勢力に対して 異端根絶のための資金 80 万ドゥカートを与えた。Setton, *Papacy*, 3, p. 484. しかし次期教皇ユリウス 3 世の 時には、イタリア戦争における出費のため、「十字軍」の資金を含む教皇庁の財源は枯渇した。Setton, *Papacy*, 3, p. 559.

⁽⁶⁸⁾ Decrees, pp. 750-753.

今日、様々な形で多くの人々に与えられている特権や免除特権は、司教の監督権に大 きな混乱を引き起こし、緩い生活水準のための免除への機会を与えているように見受 けられる。それゆえ、聖なる公会議は以下のように宣言する。もし誰かある者が、状 況に応じて、合理的・深刻・危急の理由により、ローマ教皇庁の内外に首席書記官・ **侍祭・宮中伯・国王付き司祭やその他この種の名誉ある称号を与えようとする、もし** くは、その他の形で修道院に配備される献身者・附属者などとして、または、とりわ け騎士修道会・修道院・修道院運営の宿泊所・大学などへの奉仕者として、あるいは その他の肩書きの下に、ある者たちを赴任させようとする場合、以下のことを理解す べきである。すなわち、インノケンティウス3世の勅書 Cum capella において国王付 き司祭に命じられているように、これらの特権が司教の権威を損ねてはならないので、 すでに与えられた特権、もしくは今後与えられるであろう特権は、完全かつあらゆる 点において、教皇座の使節としての司教の監督下にあらねばならない。上記の施設も しくは騎士修道会において積極的に奉仕し、その敷地内もしくは建物に居住し、その 従属下に暮らす者、もしくは、その事実についての証拠を司教が持たねばならないが、 これら騎士修道会の会則に従って告白をなす者たちについては例外とするが、このこ とは、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会およびその他の騎士修道会の特権さえをも含 むいかなる特権であろうとも、適用されるものである。…⁽⁶⁹⁾

第23 会合に先立つ1563 年3月28日、聖ヨハネ騎士修道会は、世俗諸侯たちと同等の立場で会議に列席する要望を教皇に出している「70」。オスマン帝国がマルタ島へ進軍の計画が現実味を帯び始め、ヨーロッパ世界がにわかに動き出すのは1564年末のことであった「71」。しかし、教皇庁はすでに1550年代よりオスマン帝国がマルタ島へ進軍する計画を持っていることを知っており「72」、遅くとも1563年3月18日の段階で、聖ヨハネ騎士修道会および当時の教皇ピウス4世は、オスマン帝国によるマルタ島攻撃が間近に迫っていることを認識していた「73」。いずれにせよ、これらの条項が定められたのが、実際には1565年に実行されるマルタ包囲の前夜期に当たることを考えると、同公会議においては「神聖同盟」の駒の一つであった聖ヨハネ騎士修道会を、例外対象として優遇するより他なかったように見えるのである。さらに、これ以降の公会議決議録の中に「十字軍」の痕跡を見いだすことはできなくなることを踏まえると、トレント公会議は「十字軍」に関する最後のあがきであったようにまで見えるのである。考察は以上となるが、以下にその後の「神

⁽⁶⁹⁾ Decrees, pp. 765-767.

⁽⁷⁰⁾ Setton, *Papacy*, 4, p. 810.

^{⑺)} F・ブローデル(浜名優美訳)『地中海〈普及版〉IV』藤原書店、2004 年、208 頁。

⁽⁷²⁾ 拙稿「1551 年~1570 年の聖地巡礼記に見るイスラーム観·ムスリム観·十字軍観 — 後期十字軍再考 (8) —」『ヨーロッパ文化史研究』 2016 年、72 頁。

⁽⁷³⁾ Setton, *Papacy*, 4, p. 829.

聖同盟」の推移を概観することで、本稿を閉じたいと思う。

オスマン帝国によるマルタ包囲は失敗に終わるが、1569年にはチュニスが、1570年にはヴェネツィア領キプロスがオスマン帝国に制圧されたことを受けて、すでに1567年より新たな「神聖同盟」の結成を模索していた教皇ピウス5世は、ヴェネツィアの要望を受ける形で新たな「神聖同盟」を呼びかけた $^{(74)}$ 。その軍資金には、多額の贖宥状の売上金が投入された $^{(75)}$ 。1571年のレパントの海戦での勝利で有名なこの度の「神聖同盟」も、1573年にヴェネツィアがオスマン帝国と、キプロス島の割譲を含む単独講和を結ぶことで解体された $^{(76)}$ 。ここからも、「神聖同盟」という衣を着た「十字軍」が、外交の上でのみ成り立っていたことが確認されよう。

次の「神聖同盟」は、1593 年から 1606 年まで続いた、いわゆる長期トルコ戦争(もしくは十五年戦争)に際して結成されたものである。フランス人・ワロン人からなる傭兵隊が教皇庁の資金で投入されたが、ブダの西約 100 km にあるパパの町に配備された傭兵隊の一部は、賃金の支払いを巡って反乱を起こしたばかりでなく、多くの者がオスマン帝国側に寝返り、イスラームへと改宗したのであった。なお、この「神聖同盟」も、1606 年にハプスブルク家とオスマン帝国との間で条約(シトヴァトロク条約)が締結されることで、その役割を終えた(77)。なお、ここからは、15世紀には曖昧であった教皇軍の実態が明確な形を持つに至ったことも確認できよう。

同様に、1663年、オスマン帝国による神聖ローマ皇帝領側のハンガリーへの侵攻を受けて結成された、教皇庁、スペイン、幾つかのドイツのカトリック領邦、そしてフランスも加わった「神聖同盟」は、オスマン帝国軍を退けたものの、長年苦しめられてきたフランス国王ルイ 14 世の動向を気にした神聖ローマ皇帝レオポルト 1 世は、早々にオスマン帝国と和約を結んでしまった。1669年にヴェネツィアがクレタ島をオスマン帝国に譲渡した際にも、同様の背景があった⁽⁷⁸⁾。

そして、最後の「十字軍」を含む「神聖同盟」は、教皇インノケンティウス 11 世の呼びかけで 1684 年に結成された「神聖同盟」となる。1682 年に和平協定の期限が切れたことを受けて、翌年にオスマン帝国軍が再びウィーンに向けて進軍してきた(第二次ウィーン包囲)。神聖ローマ皇帝レオポルトは、カトリック領邦のバイエルン公やザクセン選帝公、そしてポーランド国王ヤン 3 世ソヴェスキからの援軍を得て体勢を整えた。

⁽⁷⁴⁾ Setton, Papacy, 4, p. 992-994. なお、教皇庁は、この際には12隻のガレー船を提供している。Setton, Papacy, 4, p. 1015.

⁽⁷⁵⁾ Housley, "The Crusading Movement 1274-1700", Riley-Smith (ed.), *The Oxford Illustrated History of the Crusades*, Oxford, 1995, p. 290 f.

⁽⁷⁶⁾ Riley-Smith, Atlas, p. 164.

⁽⁷⁷⁾ Finkel, C., "French Mercenaries in the Habsburg-Ottoman War of 1593-1606: The Desertion of the Papa Garrison to the Ottomans in 1600", Bulletin of the School of Oriental and African Studies, 55, 1992, pp. 451-471; Bagi, Z., Stories of the Long Turkish War, Beau Bassin, 2018.

⁽⁷⁸⁾ Riley-Smith, Atlas, p. 164.

これにより、いわゆる大トルコ戦争(1683~1699 年)が始まった。そして 1684 年、インノケンティウス 11 世の呼びかけにより、神聖ローマ帝国・ポーランド王国・ヴェネツィアからなる「神聖同盟」が結成された。1686 年、「神聖同盟」軍はブダを占領した。同年、カトリックではないが、ロシア皇帝ピョートル1世もそこに加わった。ロシア帝国は、ビザンツ帝国滅亡後にその後継者を名乗り、モスクワを「第三のローマ」と称していた。従って、ピョートルが「神聖同盟」に参加したのは、バルカン半島のキリスト教徒の盟主を大義名分としていたが、実益的な目的は黒海への進出であった。

さて、ブダを占領した「神聖同盟」軍は、1688年にはベオグラードも制圧した。しかしその時、ルイ14世がオスマン帝国を陰ながら支援し始めた。彼には「キリスト教徒の皮を被ったトルコ人」との批難も浴びせられたが、活気づけられたオスマン帝国は、1690年、ベオグラードの再征服に成功した。その後に勝敗が決するのは、1697年のゼンタの戦いを待たねばならなかった。同戦争で決定的な敗北を喫したオスマン帝国は、二年後の1699年、カルロヴィッツ条約で多くの領土を失うこととなった。ここに大トルコ戦争は終結し、「神聖同盟」もその役目を終えた。

その後の1714年、カルロヴィッツ条約で失った領土の回復を目指して、オスマン帝国はヴェネツィアに対する戦争を開始し、ペロポネソス半島やエーゲ海諸島を奪取した。これに神聖ローマ皇帝カール6世が介入したことで、墺土戦争(1716~1718年)も勃発した。ペーターヴァルダインの戦いでオスマン帝国軍を撃破したオーストリア軍は、ベオグラードも再奪回した。また、ヴェネツィアもペロポネソス半島の大部分を制圧した。しかし、またもやルイ14世の不穏な動きが、戦いを優位に進めていたオーストリアとヴェネツィアにパッサロヴィッツ(現ポジャレヴァツ)条約の締結を導いた。ここで、ヴェネツィアはペロポネソス半島・エーゲ海諸島・クレタ島を放棄せざるをえず、一方でハプスブルク家はバルカン半島の盟主となった。しかし、この一連の動きの中では、もはや「十字軍」が呼びかけられることはなかった(79)。以降、歴史の中では幾つかの「神聖同盟」が結成されるが、そこに「十字軍」との関係は見られなくなるのである。

【本稿は、2018年度文部科学省科学研究費補助金(基盤(B)「中近世キリスト教世界における宗教と暴力 — 対立と和解のポリティクス —」研究代表・早稲田大学文学学術院教授・甚野尚志)による研究成果の一つである。】

⁽⁷⁹⁾ Riley-Smith, Atlas, p. 166.